

待望の開通!!



介護保険

65歳以上の方 (第1号被保険者)の保険料

- ★国の特別対策（保険料の軽減）は、平成13年9月までで終了しました。
- ★14年度介護保険料は本来の額となり、満額となります。

「納め方」 保険料の納付方法は、「特別徴収」と「普通徴収」の2通りです。

◆特別徴収…年金から天引きされます。

【対象となる方】…老齢(退職)年金か年額18万
(月額1.5万円)以上の方

➡ 14年度分は、4月から仮徴収で、すでに天引き納付させていただいています。

◆普通徴収…8月から納付が始まります。

14年4月～15年3月までの1年分(年度途中で65歳になった方、他市町村から転入の方は月額)を市保健課から送付される納付書で個別に納付してください。

▶すでに口座振替を利用している方は、保険料額の通知書のみで、納付書は送付いたしません。

【対象となる方】…▶老齢(退職)年金が年額18万円未満の方 ▶遺族年金、障害年金、老齢福祉年金のみ受給の方 ▶年度途中で65歳になった方、他市町村から転入してきた方

普通徴収の納付月毎の平成14年度保険料

(単位：円)

納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	計
納付月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
第1段階	2,670	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	20,170
第2段階	4,350	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	30,250
第3段階	5,340	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	40,340
第4段階	6,320	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	50,420
第5段階	8,000	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	60,500

普通徴収の方へ
便利で確実な口座
振替のご利用を!

★介護保険は介護を必要とする方と、その家族を支えていくための制度です。この制度を支える大切な財源となるのが、皆さんの納める保険料です。安心して介護サービスが利用できるよう保険料の納付にご協力をお願いします。

※お問い合わせは、保健課高齢者介護保険係 (☎880-6556)まで

みんな、列車を利用してね!!



ごめんえきお宿

ごめん・なはり線



南国ライオンズクラブによる
鉄道唱歌合唱



ごめんまのいちゃん

幼稚園・保育園の
園児たちも元気よく、
開通をお祝いしてくれ
たわ!



南国民踊による踊り



盛大なイベント
だったね!



たまたそらこちゃん

7月1日、後免町駅前広場で
ごめん・なはり線開通記念セレ
モニー&イベントが行われました。
地域の方々による踊りや歌のほ
か、餅なげや商工会・土曜市協同
組合による物品販売もあり、終日
多くの人でにぎわいました。

児童扶養手当制度が改正されます!

8月1日から児童扶養手当制度の一部が改正されます。また、手当の支給事務は今まで県が行っていましたが、8月から市が行います。支払日は変更なく年3回、4・8・12月の11日(11日が土・日曜日もしくは休日の場合は、直前の金融機関営業日)に指定の口座に振り込まれます。

主な改正点

所得制限限度額と手当額

手当を受給できる方の所得制限限度額は引き上げ(緩和)られますが、手当の全額を受給できる方の所得制限限度額は引き下げられます。

支給額(月額)は、全部支給額は今までと同じ42,370円ですが、一部支給額は所得に応じて42,360円から10,000円までの10円きざみの額となります。

*第2子には月額5,000円、第3子以降は1人につき月額3,000円が従来どおり加算されます。

所得の範囲と控除の取り扱い

手当を請求する方が母親の場合、所得の範囲が次のように変わります(養育者は従来どおり)。

母親が監護する児童の父親から、その児童について扶養義務を履行するための費用として受け取る金品などは、その金額の80%(1円未満は四捨五入)が「所得」として取り扱われます。

従来、収入から控除していた寡婦控除および寡婦特別加算は、控除しません。

請求者が特別障害者控除を受けている場合、収入から控除できる額が35万円から40万円に引き上げられます(これは母親と養育者の両方に適用)。

*今回の改正で毎年提出されている現況届などの記載事項が変わります。

また新しく生計や養育費に関する申告書なども提出が必要になります。

平成14年度現況届は、8月5日(月)~16日(金)の間に提出してください。

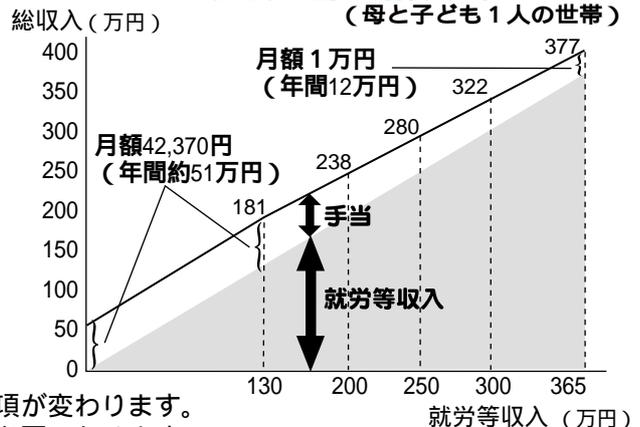
お問い合わせは、福祉事務所社会係(880-6566)まで

平成14年度所得制限限度額(8月1日以降)

扶養親族等の数	本人		孤児等の養育者配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
0人	19万円	192万円	236万円
1人	57	230	274
2人	95	268	312
3人	133	306	350
4人	171	344	388
5人	209	382	426

収入から給与所得控除等の控除を行い、養育費の8割相当額を加算した額が所得となります。

児童扶養手当の給付水準



総収入は「就労等収入」と「手当」の合計額です。